

財団法人日本公衆衛生協会の役員候補者（非常勤）の公募について

財団法人日本公衆衛生協会の役員候補者（非常勤）の公募を行いますのでお知らせします。

1. 公募を実施する法人

財団法人 日本公衆衛生協会

2. 公募する役員候補者の役職

理事（会長、理事長、常任理事に選任予定） 4名以内

3. 報酬

無報酬（報酬には謝金が含まれる。）

4. 任期・就任予定日

任期：2年間（平成23年6月27日～平成25年5月31日まで）

就任予定日：平成23年6月の理事会にて選任された日以降

5. 職務内容

会長（非常勤）、理事長（非常勤）、常任理事（非常勤）の職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

6. 選考方法

次により選考します。

- （1）外部有識者で構成される選考委員会により一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール書）、二次選考（面接審査）を行い、合格者を決定。

なお、一次選考の結果は、合否にかかわらず応募者全員に通知いたします。

- （2）役員への選任手続き

二次選考合格者は、評議員会における理事選任の候補者となり、審議の結果理事に選任された場合は、理事会における互選により、会長（非常勤）、理事長（非常勤）、常任理事（非常勤）に選任される予定です。

※審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7. 応募方法

(1) 公募期間

平成23年5月19日（木）～平成23年6月1日（水）2週間

(2) 応募者の資格・経験等

職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

○履歴書

学歴、職歴、資格等の必要事項を記入して下さい。

（3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付）

○自己アピール書

A4 2枚（2,000字）以内

※ 応募書類は返却いたしません。

(4) 提出期限 平成23年6月1日（水）午後5時（必着）

(5) 提出方法

郵送に限る。

(5) 送付先

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目29番8号

（財）日本公衆衛生協会総務課 あて

（一般書留により、封筒には「役員応募書類」と朱書きして下さい。）

8. その他

提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用致しません。

職 務 内 容 書

財団法人 日本公衆衛生協会 会長候補（非常勤）、理事長候補（非常勤）、常任理事候補（非常勤）

【公募対象ポストに求められる役割】

財団法人日本公衆衛生協会は、昭和6年12月26日に設立され、公衆衛生に関する調査研究、公衆衛生の知識の普及等の事業を通じて、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設に寄与することを目的とした公益法人である。

当協会の会長（非常勤）は、当協会の会務を総理し、理事長（非常勤）は、当協会の会務を掌理し、常任理事（非常勤）は、当協会の常務を分担処理する。

1. 法人名

財団法人 日本公衆衛生協会

2. 法人の業務概要

本協会は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設に寄与することを目的とした諸事業を行う。

- (1) 公衆衛生諸対策の調査研究
- (2) 公衆衛生に関する調査研究の奨励及び助成
- (3) 公衆衛生関係団体の事業の連絡調整
- (4) 学会、研究会、その他各種講習会の開催
- (5) 公衆衛生知識の普及啓発
- (6) 公衆衛生に関する図書雑誌等の刊行
- (7) 公衆衛生会館経営
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

3. ポスト

非常勤 理事 4名以内

4. 職務内容

理事会メンバーとして、本協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。なお、理事の互選により、会長・理事長・常任理事に選任される予定。

5. 必要な資格・経験

- 今後の公益法人改革の方向性に従い、当協会の経営運営に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営全般に関する十分な知識を有すること。
- 民間企業、大学、研究機関、国又は地方公共団体において役員・管理職等としてマネジメントを行った経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有すること。
- 人格高潔であり、心身ともに健康であること
- 公衆衛生行政に精通し、医学的問題に関する専門的知識を有していること。
- 国際協力事業の実施に必要な知識と経験を有すること。
- 医学倫理行政に精通していること。
- 原則として就任の時点において、年齢が70歳未満であること。

6. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に該当する者は役員となることができない。

7. 勤務条件

- 勤務形態 : 非常勤
- 勤務地 : 日本公衆衛生協会内
・東京都新宿区新宿1-29-8
- 勤務時間等 : 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- 給与 : 無給（謝金を含む。）とする。ただし、実費費用は弁償する。
- その他 : 協会の規定等に定めるところによる。

【参考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）

（役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条

若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）